

「課税売上高確認用シート」の使用方法について

- ① 農家簿記（帳簿）の「雑収入の内訳」または決算書 P2「雑収入」から、このシートに項目・金額を転記します。内訳で課税区分が変わる場合は、必要に応じて内訳も転記します。備考欄はメモ代わりに自由に使用いただいて構いません。
- ② 酒田飽海青申会で作成した「消費税課税分類表」を参考に課税・不課税・非課税に区分を分け、該当する欄に金額を記入します。
- ③ 課税にあたる金額を合計し、表中①に合計額を記入します。
- ④ 【判定】において、農家簿記（帳簿）の「収支総括表」または決算書 P1 より「販売金額」、「家事消費金額」、「表中①の金額（雑収入のうち課税売上高の合計額）」を合計します。
- ⑤ 合計が 1000 万を超えた場合は、2 年後の申告から消費税の課税事業者となり消費税申告が必要となります。

（例）令和 7 年申告で課税売上高 1000 万超 → 2 年後の令和 9 年申告において所得税申告に加え、消費税申告をする必要があります。

【使用にあたっての注意点】

- ・使用にあたっては申告者本人の自己責任となります。ご自身で判断することが難しい場合は、税理士または税務署にご相談ください。
- ・販売金額（水稻・畑関係）には不課税・非課税売上は計上されていない前提となります。記帳段階において、販売金額（水稻・畑関係）に交付金等の不課税・非課税売上を計上している場合は、控除する必要があります。
- ・販売金額の記帳においては、総額処理・純額処理に注意が必要です。詳細は添付資料『農家の皆さんへ軽減税率制度の実施に伴い変更されています！』をご覧ください。
- ・インボイス発行事業者の方は課税売上高に関係なく、消費税申告を行う必要があります。

酒田飽海青色申告協議会

課税売上高確認用シート

※課税売上高が1000万円を超えた場合、2年後の申告年度において消費税申告が必要となります。
ご自身の課税売上高を確認するためツールとしてご使用ください。
(例) 令和7年:課税売上高1000万超 → 令和9年:所得税申告に加え消費税申告の必要あり

青申会	氏 名	
-----	-----	--

令和 年分 雑収入の内訳

項 目	金 額(円)	内 訳		課 税 区 分 ごとに 整 理		
		備 考	金 額	課 税	不課税	非課税

※課税区分の確認は青申会で作成した「消費税課税分類表」を参考にしてください。(裏面へ)

雑収入の内訳

項 目	金 額(円)	内 訳		課税区分ごとに整理		
		金 額	備 考	課税	不課税	非課税
合 計			課税区分ごとに集計 ①			

○ 判 定

※収支総括表または青色申告決算書より必要な数字を転記してください。

販売金額 (水稻、畑関係)	+	家事消費 事業消費 金額	+	雑収入 (①の金額を転記)	=	合 計 【課税売上高】

※ 合計が1000万円を超えた場合、2年後の申告年度において課税事業者となり消費税申告が必要になる可能性がありますのでご注意ください。
 ※ ご自身で判断することが難しい場合は、税理士または税務署にご相談ください。

農家の皆さんへ

軽減税率制度の実施に伴い

取扱いが変更されています！

1 簡易課税制度における事業区分の見直し（第三種 ⇒ 第二種）

令和元年 10 月 1 日以降、簡易課税制度における「農林水産業」のうち『**飲食料品の譲渡を行う部分**』の事業区分については、**第三種事業から 第二種事業へ見直され、みなし仕入率は、「70%」から「80%」へ引き上げられています。**

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	 卸売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者へ販売する事業）	90%
第二種事業	 小売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業） 「農林水産業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」	80%
第三種事業 (注 1)	 農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（注 2）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	 第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（注 3）（飲食店等） ・事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当する。	60%
第五種事業	 運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（注 4） （第一種事業から第三種事業までに該当しないもの）	50%
第六種事業	 不動産業	40%

（注 1）第一種事業、第二種事業に該当する事業、加工賃等に類する料金を対価とする役務の提供を除きます。

（注 2）製造小売業を含みます。

（注 3）第三種事業から除かれる、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は第四種事業に含まれます。

（注 4）飲食店業に該当する事業を除きます。

【ご注意ください！】

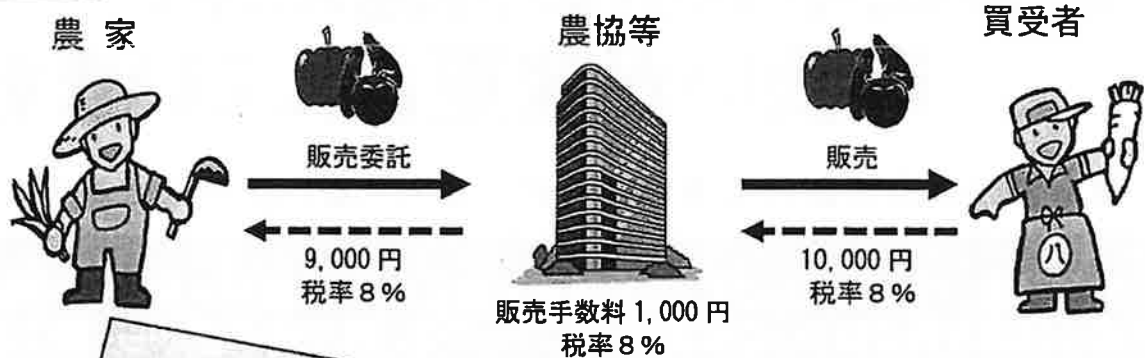
軽減税率の対象とならない農林水産物（飲食料品以外のもの）を生産する事業については、引き続き、第三種事業（みなし仕入率 70%）が適用となります。

例：食用のお米（軽減税率 8%）…………… 第二種事業（みなし仕入率 80%）

飼料用のお米（標準税率 10%）…………… 第三種事業（みなし仕入率 70%）

2 委託販売等に係る手数料の取扱いに関する変更点

従 来



純額処理 が可能でした

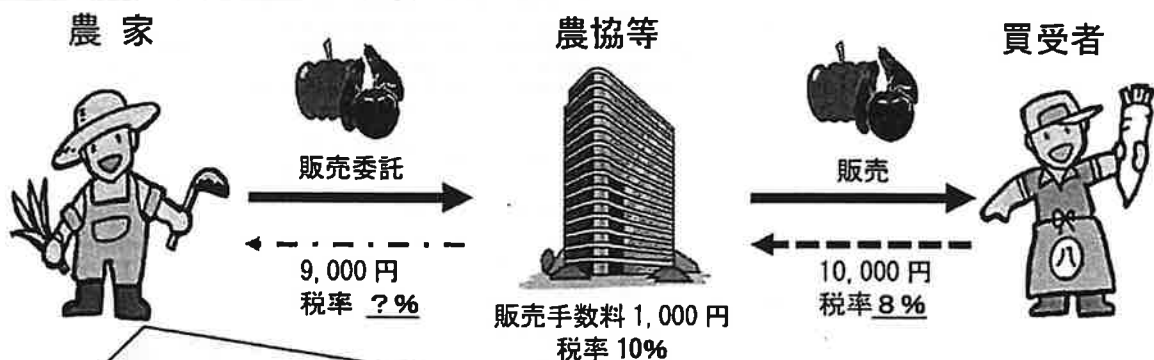
農協等の販売額 10,000 円と農協等への販売手数料 1,000 円を差し引いて、課税売上げを 9,000 円とすることができました。

月日	摘要	入金	出金
9月5日	売上	9,000円	

軽減税率制度実施後

令和元年 10 月 1 日以降は

※ 農協等から令和元年 10 月 1 日以降に受領した分
から対象となっています。



総額処理 が必要となっています

農協等の販売額 10,000 円と農協等への販売手数料 1,000 円の税率が異なるため、差し引いて課税売上げを 9,000 円(純額処理)とすることはできません。

このため、軽減税率対象の農作物を委託販売した場合には、課税売上げを 10,000 円(税率 8%)、課税仕入れを 1,000 円(税率 10%)としなければなりません(軽減税率対象《飲食料品》を販売する場合に限られます。)。

月日	摘要	入金	出金
10月5日	売上	10,000円 8%	
10月5日	販売手数料		1000円 10%

※ 課税事業者の判定をする際(基準期間の課税売上高 1,000 万円超)も同様の取扱いとなります。

【簡易課税制度の届出の特例】

仕入を税率ごとに区分することが困難な個人の中小事業者(前々年の課税売上高が 5,000 万円以下)は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの日を含む課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して適用することができます。

《課税期間が 1 月 1 日から 12 月 31 日の個人事業者》

届出提出日(例)	簡易課税制度が適用される期間
令和 2 年 11 月 1 日	令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日

(注) 簡易課税制度の特例を選択した場合は、2 年間継続して適用後でなければ、その適用をやめることはできません。

消費税課税分類表

【令和7年作成】

科 目 名		課税区分	内 訳	
農業収入	水 稲	課 税	8% (軽減税率)	当年産米代、加工用米、備蓄米、屑米、出荷契約金、出荷契約金返済
	畑 関 係	課 税	8% (軽減税率)	畑作物の販売代金(いちご、柿等の前渡金も含む)、転作作物(大豆、米粉用米等)、花き(食用)
			10%	転作作物(飼料用米)、花き(食用を除く)
	雑 収 入	課 税	8% (軽減税率)	過年産米代(飼料用米、種子を除く)、屑米追加精算、カントリー・ライスセンター本精算金(飼料用米、種子除く)
			10%	過年産米代(飼料用米、種子)、米概算金[法人組合員]、共同作業労賃、受託料、カントリー・ライスセンター本精算金(飼料用米、種子)、米搬入助成金、農協利用還元金(事業分量配当等)、農事組合法人からの作業料金または従事分量配当
		不 課 税	-	受取共済金(資産損失除く)、各種補助金(交付金・奨励金)、共済無事戻金、損害防止費、軽油免税(注1)、転作互助金、収入保険制度 保険金
		非 課 税	-	電柱敷地料
農外収入	借 入 金	不 課 税	-	長期・短期借入金
	給 与	不 課 税	-	申告者(本人)の日雇賃金、月給、報酬
	そ の 他	課 税	10%	減価償却資産の売却額
		不 課 税	-	預金利子、保険の満期金、受取共済金(資産損失分)
農業支出	租 税 公 課	不 課 税	-	固定資産税、トラクター・コンバイン等の軽自動車税・重量税・任意保険料、農協賦課金、各種生産組合組織の組合費、田畑の取得登記料、納付消費税
		課 税	10%	種子代、苗代、自家用野菜種苗費(自家採種分は除く)、催芽料
	種 苗 費	不 課 税	-	自給分
		課 税	10%	購入肥料代、堆肥代(運賃含む)
	肥 料 費	不 課 税	-	自給分
		課 税	10%	購入金額が10万円未満の物(10万円以上の物は農業以外支出のその他へ)、工具等
	農 具 費	課 税	10%	農薬代、薬品代、家畜の治療費、共同防除費
	農 薬 衛 生 費	課 税	10%	ビニール、ポリ、紙袋等の出荷資材、育苗資材(床土代含む)
	諸 材 料 費	課 税	10%	自動車以外の農機具修理、部品代、農業用建物修理(資産価値の上がる修理代は、農業以外支出のその他へ)
	修 繕 費	課 税	10%	自動車以外の農業用燃料代、農事電力代、家庭用電力の農業割合分
	動 力 光 熱 費	課 税	10%	作業衣、軍手、ゴム手、帽子、作業衣以外は農業分を適正算定
	作 業 用 衣 料 費	課 税	10%	水稲・大豆・果樹共済掛金、ハウス・稲倉・農機具等の短期共済掛金、青果物価格安定資金掛金、農業従事者の傷害共済、収入保険制度 保険料(事務費含む)【農機具更新共済は除く】
	農 業 共 済 掛 金	非 課 税	-	農業用の支払運賃、委託販売手数料
	荷 造 運 賃 手 数 料	課 税	10%	雇い人の交通費・賄い費
	雇 人 費	課 税	10%	支払い賃金
		不 課 税	-	農業関係の借入利子(新農業振興資金(アグリマイティ資金)、農地等拡大資金、近代化資金、S資金、L資金等)
	利 子 割 引 料	非 課 税	-	建物の借用料他
	地 代 賃 借 料	課 税	10%	支払小作料、農業用の土地・建物借用料(一ヶ月に満たない場合は課税)
		非 課 税	-	改良区費、農道砂利代(集落内の経費も含む)
	土 地 改 良 区 費	不 課 税	-	燃料代、修理費、車検料、10万未満の農業用自動車購入費(10万円以上は農業以外支出のその他へ)
		課 税	10%	自動車税、自賠責、重量税、任意保険料
	自 動 車 費	課 税	10%	共同施設の利用料など(カントリー・ライスセンター)、検査手数料、保管施設管理費、直接販売対策費、作業委託料(無人ヘリ防除等)
		不 課 税	-	利用組合費【賦課金の使途のもの】
	雑 費	課 税	8% (軽減税率)	農業新聞(週2回以上購読の定期契約分)
			10%	農業書籍、水道料・電話料は農業割合分割、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業に係る手数料
		不 課 税	-	転作互助金
		非 課 税	-	青中会費、各種拠出金、融資保証料
	専 従 者 給 与	不 課 税	-	専従者の給与、賞与
農業外支出	借 入 金 返 済		-	
	諸 税		-	地方税、国税 (注) 消費税は租税公課へ
	保 険 年 金		-	生命保険料、生命共済、建更共済、国民年金、農業者年金、国民健康保険税等
	家 計 費		-	家庭電力・水道料・電話料は家庭割合分、医療費
	そ の 他	課 税	10%	10万円以上の農業用の減価償却資産(大農具)と固定資産取得費(注2)
			-	農業経費以外のその他

注1 軽油免税額(雑収入)については、年末に動力光熱費(不課税)で補正する。

注2 事業用資産購入費として、課税として扱う

